

201711
法人・年払W

保証人おまかせプラン

ROOM iD 契約申込書

(家賃立替払委託契約兼保証委託契約申込書)

管理会社記入欄	提携先 管理会社	(株)レーサム	支店 営業所名	担当者
	契約予定日	月 日	賃料等合計額/月	円 前家賃 月分まで受領予定

<お申込みにあたって>

- ・本書並びに別紙「入居申込書」の内容をもとに当社が審査を行い、その結果立替払いをお断りする場合もございます。
- ・本書または契約の事実に関する情報(法人代表者・緊急連絡先に関する情報を含みます)が与信判断および与信後の管理のため、当社が利用することに同意します。
- ・本書並びに別紙「入居申込書」に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申込みは無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申立てません。
- ・**法人の代表者を緊急連絡先としての契約となります。**
- ・緊急連絡先として記載をいただいた法人代表者のご連絡先には、法人ご担当者との連絡が取れない場合、お約束のお支払期限が守られない場合等を含め、法人代表者としてのお立場に基づき、当社から直接ご連絡させていただくことがあります。

■お申込みの商品種別に○印をつけてください。

商品種別	居住用		事業用
年払い	ワイド 【311】 50%		ROOM iD 【316】 100%

※ 別紙「入居申込書」記載内容に相違のないことを確認し、上記の内容を確認・同意のうえ、ROOM iD契約を申込みます。

フリガナ	
法人名	

エポスカードから申込確認・審査のためお電話をする場合があります。(0120-73-0101で発信します)
エポスカードからの郵送物の宛名は法人名です。(個人名での郵送はいたしません)

管理会社確認

■審査時必要書類の確認 (FAX送信前にレ点チェックをお願いします)

- ☐ 入居申込書
- ☐ 法人代表者の本人確認書類 (生年月日が確認できる書類)
- ☐ 商業登記簿謄本(3ヵ月以内に発行したもの)

※ 上記書類が不足の場合、審査に時間を要しますのでご協力お願いいたします。

↓FAX読取用のQRコードです

▽メモ・通信欄



■ROOM iD 商品プラン一覧

[2016.10.1 以降ご契約分]

		プラン名称	初年度保証料 (最低保証料)	次年度以降 保証料	保証限度額 / 保証対象	家主費用 利益保険	備 考
個人契約	居住用	ROOM iD	月額賃料等の 40% (15,000円)	10,000円/年 ※賃料等が15万円 以上の場合は 14,000円/年	■保証限度額 月額賃料等の24ヶ月分 ■保証対象 月額賃料等(家賃、共益費、 変動費、駐車場代などを含む) 更新料(更新事務手数料を含む、 但し賃料等の2ヶ月分以内) 建物明渡し時の原状回復費用 賃貸借契約の解除に係る賃料等 損害金 建物明渡しに要した訴訟費用等 の損害金 明渡し訴訟に係る残置物の撤去、 処分費用 早期解約損害金(但し賃料等の 2ヶ月分以内) 退去予告義務違反に係る違約金 (但し賃料等の2ヶ月分以内)	通常 タイプ	レギュラープラン
		ROOM iD 〔ワイド〕	月額賃料等の 50% (15,000円)			ワイド タイプ	家主費用利益保険の 補償内容が充実
		ROOM iD 〔プラス〕	月額賃料等の 30% (15,000円)			通常 タイプ	賃貸借契約を連帯保 証人ありでご契約頂 く場合に選定可能
		ROOM iD 〔キャンパス〕	一律15,000円	10,000円/年		通常 タイプ	入居者が学生様で賃 料等が10万円以下の 物件に選定可能
法人契約	居住用	ROOM iD	月額賃料等の 40% (15,000円)	10,000円/年 ※賃料等が15万円 以上の場合は 14,000円/年		通常 タイプ	レギュラープラン
		ROOM iD 〔ワイド〕	月額賃料等の 50% (15,000円)			ワイド タイプ	家主費用利益保険の 補償内容が充実
	事業用	ROOM iD	月額賃料等の 100% (15,000円)				補償 対象外

※サービス内容はプランによって異なる場合がございます。詳しくはお取扱いマニュアルをご確認ください。内容は2016年10月現在のものです。内容が変更になる場合もございます。

家主費用・利益保険について

■ 居室内で入居者様の孤独死^(注1)・自殺・犯罪死が発生した場合は下記の補償が付帯されます

■ 家主費用・利益保険のご案内を賃貸人様にお渡しください

ROOMiD（プラス・切替プラン・キャンパス含む）

【引受保険会社：三井住友海上火災保険（株）】

補償項目		補償内容	対象期間	支払限度額
家賃補償	空室期間	賃貸借契約の解約日から30日間を超えて、次の賃貸借契約が締結されない場合に、月額家賃を補償	賃貸借契約解約日から6ヶ月以内	月額家賃 ^(注2) × 40%
	値引期間	次の賃貸借契約における月額家賃減少額を補償		月額家賃 ^(注2) 減少額 × 40%
原状回復費用		敷金を超える原状回復費用を補償	事由発生日から6ヶ月以内	25万円
事故対応費用		遺品整理費用、遺族との通信費、弁護士相談費用等		10万円

W(ワイド)

家賃補償	空室期間	賃貸借契約の解約日から30日間を超えて、次の賃貸借契約が締結されない場合に、月額家賃を補償	賃貸借契約解約日から12ヶ月以内	月額家賃 ^(注2) × 80%
	値引期間	次の賃貸借契約における月額家賃減少額を補償		月額家賃 ^(注2) 減少額 × 80%
	隣接賃貸住宅空室期間 ^(注3)	隣接賃貸住宅に原状回復費用が発生しかつその入居者が賃貸借契約を解除した場合、次の賃貸借契約が締結されるまでの月額家賃を補償	事由発生日から6ヶ月以内	月額家賃 ^(注2) × 10% ^(注4)
	隣接賃貸住宅値引期間 ^(注3)	隣接賃貸住宅の次の賃貸借契約における月額家賃減少額を補償		月額家賃 ^(注2) 減少額 × 10% ^(注4)
原状回復費用		敷金を超える原状回復費用を補償		100万円
事故対応費用		遺品整理費用、遺族との通信費、弁護士相談費用等		20万円

(注1) 孤独死とは、居住者が一人暮らしの場合において、その居住者が誰にも看取られることなく、その居住者の賃貸住宅内で死亡することをいいます。

(注2) 月額家賃とは賃貸借契約上の家賃のみとなります。

(注3) 隣接賃貸住宅とは、事由の発生した賃貸住宅と接触する壁面のある上下左右の賃借戸室で、且つ家主が賃貸住宅と同一の賃借戸室をいいます。

(注4) 隣接賃貸住宅空室期間に対する家賃補償と隣接賃貸住宅値引期間に対する家賃補償とあわせて100万円限度とします。

※本内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款及び特約等に基づきます。